

議会議案第11号

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議することに関する  
意見書の提出について

ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議することに関し、次のとおり  
意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月2日提出

提出者	鎌倉市議会議員	井上三華子
同	同	上 児玉文彦
同	同	上 中里成光
同	同	上 藤本あさこ
同	同	上 くりはらえりこ
同	同	上 久坂くにえ
同	同	上 森 功一
同	同	上 松中健治
同	同	上 吉岡和江

## ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議することに関する 意見書

去る2月24日、国際社会の警告を無視し、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始し、一般市民を含め多数の死傷者が出ている。

これは国際秩序を根底から破壊する暴挙であり、断じて許されるものではない。また、明らかに国際法・国連憲章違反であり、大国が身勝手な論理で一方的に他国を力でねじ伏せることがまかり通れば、国際法が意味をなさないものになってしまう。

さらに、プーチン大統領は核兵器の使用もほのめかして欧米を牽制しているが、これは国際社会・人類に対する恫喝であり、言語道断。絶対に許されるものではない。

よって、「平和都市宣言」を掲げる鎌倉市の議会として、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻や主権侵害に対し、断固抗議の意を表するとともに、ロシア軍を完全かつ無条件で即時に撤退させるよう、国際法に基づき誠意を持った対応を強く求めるものである。

日本政府におかれては、ウクライナに在住する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、今後も関係各国及び国際社会との緊密な連携の下、ロシアに対する経済制裁及びウクライナへの経済支援など、厳格かつ適切な対応を講じつつ、外交交渉により、ロシア政府に対して、核兵器不使用、即時停戦、ウクライナからのロシア軍の即時撤退を呼びかけるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年（2022年）3月4日

鎌 倉 市 議 会